

## 尚絅学院大学における研究費等の不正防止対策に関する基本方針

2015年 4月 1日

理 事 長

本学は「尚絅学院大学研究倫理綱領」を制定し、公的研究費の使用に関し遵守すべき責務と決意を明らかにしてきた。不正行為の防止は、研究者の自律を基本としながら、一方で大学の組織的対応の強化が求められている。ついては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2014年2月改正）および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014年8月文部科学大臣決定）を踏まえ、次のとおり公的研究費の不正防止に関する基本方針を定める。

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に周知・公表する。
2. 不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制構築を図る。そのためには事務処理に関するルールや関係者の職務権限を明確化する。不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図るため、コンプライアンス教育等を実施する。告発等の窓口を設置し、不正に係る調査体制を明確にし、運用の透明化をはかる。
3. 不正を誘発させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定・実施する。
4. 適正な運営・管理をはかるため、予算執行の検証、第三者からの実効性のあるチェックシステムを構築する。
5. 公的研究費の使用に関するルール等が学内外に情報共有・共通理解される体制を構築する。そのために学内外からの相談窓口を設け、不正防止の取組みを外部に公表する。
6. 不正使用を防止するため、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

### ○研究費等不正防止の責任体制

次の責任体制により、研究費等にかかわる不正防止に取り組む。

#### ・最高管理責任者（理事長）

研究費等の運営・管理に関して本学全体を統括し、不正防止の最終責任を負う。

#### ・統括管理責任者（学長）

最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。研究費等の不正行為を予防するため不正予防計画はじめとする対策を策定・実施する。実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。また、統括管理責任者である学長の下に不正防止の推進を担当する部署として不正防止委員会を置く。

#### ・部局責任者（教育担当副学長、大学事務部長）

研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。大学事務部長は事務処理責任者として、事務組織の実質的な責任と権限を持つ。

#### ・コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者（教育担当副学長）

不正防止を図るためのコンプライアンス推進と研究倫理教育に関する責任者を置く。コンプライアンス教育、研究倫理教育を定期的実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス推進に関する諸対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。